

令和 3 年度予算概算要求の概要

治山課関係予算の概要

(治 山 課)

令 和 2 年 9 月

林野庁

< 目 次 >

○ 治山対策等の推進（令和３年度予算概算要求の概要）	１
----------------------------	---

<公共事業関係予算>

○ 令和３年度治山事業概算要求 事業別総括表	４
○ 令和３年度民有林治山災害復旧等事業予算概算要求の概要	７

<新規拡充事項等>

○ 山地災害のリスクが高まった地域を対象としたハード・ソフト 一体的な対策を推進（山地災害重点地域総合対策事業（拡充））	１０
○ 山地尾根部付近での崩壊発生源対策と山腹斜面変状の予兆観測 等による予防治山対策の推進（緊急予防治山事業（拡充））	１１
○ 流木災害の未然防止に向けた渓流域におけるきめ細かな対策の支援 （保安林改良事業（拡充））	１２
○ 民有林・国有林が入り組む地域における山地防災力の強化 （緊急総合治山事業（拡充））	１３
○ （参考）激甚な災害からの復旧を支援する補助事業の申請手続きの見直し （治山等激甚災害特別緊急事業（拡充））	１４
○ （参考）JAXAと連携した大規模山地災害の発生状況に係る解析結果 の自治体への提供について	１５
○ 効率的な復旧に資するICT等新技術導入促進（復旧治山事業（拡充））	１６
○ ため池等の上流における治山対策の推進（農山漁村地域整備交付金（拡充））	１７
○ 民有林直轄治山事業の新規着手について（吉野川上流地区（仮称））	１９
○ 治山事業〈公共〉東日本大震災復興特別会計	２０
○ 災害復旧等事業（山林施設）〈公共〉	２１

<非公共事業関係予算>

○ 保安林等整備管理費（継続）	２３
○ 山村地域の防災・減災対策（継続）	２４

[令和3年度予算概算要求の概要]

治山対策等の推進

治山事業（公共）	74,662（65,428）百万円
うち、一般会計	74,058（60,703）百万円
うち、復興特別会計	604（4,725）百万円
農山漁村地域整備交付金（公共）	113,130（94,275）百万円の内数
保安林等整備管理費（非公共）	484（484）百万円
林業・木材産業成長産業化促進対策（非公共）	10,614（8,604）百万円の内数

対策のポイント

激甚な山地災害からの復旧とともに、地球温暖化の進行に伴う短時間大雨の発生回数や総降水量の増加による山地災害の激甚化・同時多発化リスクの増大を踏まえ、山地災害危険地区における災害リスクの把握や治山施設の設置等のハード・ソフト一体的な対策や流木対策等の治山対策を強化します。

<背景／課題>

- ・令和2年7月豪雨等により山地災害が各地で頻発しており、被災地域の早期復旧のための治山対策を計画的かつ効率的に推進する必要があります。
- ・また、豪雨形態の変化に伴い、尾根部付近からの山腹崩壊の同時多発化や流木災害が顕在化するなど山地災害の激甚化傾向にあることに加え、今後、地球温暖化の影響に伴い、気候変動が一層激化することとも想定しつつ、治山対策を推進する必要があります。
- ・加えて、東日本大震災で被災した海岸防災林の復旧・再生に引き続き取り組むとともに、南海トラフ地震等による津波の発生に備え、津波に対する多重防御施策として海岸防災林の機能の維持・強化を推進します。

政策目標

- 周辺の森林の山地災害防止機能等が適切に発揮された集落の増加（約56.2千集落[平成30年度]→約58.6千集落[令和5年度]）
- 海岸林や防風林等の延長9,000kmの保全（東日本大震災に伴う津波により被災した海岸防災林については、津波に対する被害軽減効果も考慮した復旧・再生を引き続き推進）

<主な内容>

1. 豪雨や地震に見舞われ災害リスクが高まった地域を対象として、ドローンレーザ計測等リモートセンシング技術も活用した効果的な崩壊危険箇所の把握手法を取り入れつつ、警戒避難体制整備や治山施設の設置等の組み合わせによるハード・ソフト一体的な対策を推進します。

（山地災害重点地域総合対策事業の拡充）

2. 山地尾根部付近の崩壊による大量の土砂流出等、甚大な被害の発生を未然に防止するため、上流部を対象とした発生源対策や崩壊発生の予兆等の観測を推進します。
(緊急予防治山事業の拡充)

3. 豪雨による流木発生リスクの増大を踏まえ、被害の未然防止のため、渓流域における保安林整備と危険木の除去を推進します。
(保安林改良事業の拡充)

4. 下流に同一の保全対象を有する、民有林・国有林における荒廃山地の復旧・予防対策を一体的に実施し、地域全体の山地防災対策を推進します。
(緊急総合治山事業の拡充)

5. 山地災害の多発化・激甚化に伴い難工事が増加する中、施工の効率化を図り着実に復旧を進めるため、ICT等新技術の導入を推進します。
(復旧治山事業の拡充)

6. 農業用水保全の森づくり事業に治山対策のメニューを追加し、農地防災の取組と連携した、ため池等の上流部における治山対策を推進します。
(農山漁村地域整備交付金(農業用水保全の森づくり事業)の拡充)

7. 平成30年7月豪雨により大規模な山腹崩壊地が発生した吉野川上流域(徳島県三好市・高知県大豊町)において、民有林直轄治山事業に新規着手し、集中的な復旧整備を実施します。
(民有林直轄治山事業の新規着手)

8. 東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生を引き続き推進します。(令和2年度までに被災した海岸防災林約164kmのうち、約157kmの完了を予定。令和3年度以降は、福島県の約7kmについて、引き続き復旧・再生を推進。)
(東日本大震災復興特別会計)

※防災・減災、国土強靱化緊急対策に係る経費については、予算編成過程で検討します。

(参考)

山地災害の広域化・同時多発化に対応するため、関係都道府県が治山等激甚災害特別緊急事業を申請する場合の負担軽減を図り、被災地域の早期復旧を推進します(令和2年8月から運用開始)。

(治山等激甚災害特別緊急事業の拡充)

また、災害時初動対応の効率化に向けて、JAXA(宇宙航空研究開発機構)との連携協定に基づき、衛星画像データを活用した被災状況の把握(※)を推進します(令和2年4月から運用開始)。(※JAXAとの連携協定に基づき、衛星による被災地域の緊急観測データを森林管理局が関係都道府県に対して提供)

【お問い合わせ先：林野庁治山課(03-6744-2308(直))】

(公共事業関係予算)

令和3年度 民有林治山事業 概算要求 事業別総括表【一般会計（要求・要望）＋東日本大震災復興特別会計（復旧対策）】

（単位：千円、％）

事 項	令和2年度 当初予算額		令和3年度 概算要求額			
	事業費	国費	事業費	国費	対前年度比	
					事業費	国費
治山事業費	68,140,405	42,430,926	76,296,656	47,735,152	112.0	112.5
治山事業費(民有林直轄)	11,606,422	11,606,422	14,106,563	14,106,563	121.5	121.5
治山事業費	8,971,558	8,971,558	10,348,486	10,348,486	115.3	115.3
地すべり防止事業費	2,634,864	2,634,864	3,758,077	3,758,077	142.6	142.6
営繕宿舍費(民有林直轄分)	14,412	14,412	19,497	19,497	135.3	135.3
治山事業調査費	176,451	176,451	176,451	176,451	100.0	100.0
治山事業費補助	56,343,120	28,311,641	61,994,145	31,237,641	110.0	110.3
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	6,478,182	3,563,000	6,549,091	3,602,000	101.1	101.1
山地治山総合対策事業費補助	44,397,994	22,359,641	48,508,068	24,559,641	109.3	109.8
復旧治山	20,307,765	10,206,441	26,693,751	13,467,641	131.4	132.0
山地災害重点地域総合対策	1,567,273	785,000	2,054,183	1,036,000	131.1	132.0
流木防止総合対策	2,063,092	1,037,000	2,053,456	1,037,000	99.5	100.0
緊急総合治山	1,334,182	670,000	1,752,547	884,000	131.4	131.9
緊急予防治山	5,030,830	2,566,000	6,593,016	3,386,000	131.1	132.0
緊急機能強化・老朽化対策	822,000	411,000	1,610,729	812,000	196.0	197.6
地すべり防止	3,352,000	1,676,000	3,032,000	1,516,000	90.5	90.5
緊急総合地すべり防止	240,000	120,000	230,000	115,000	95.8	95.8
防災林造成	9,680,852	4,888,200	4,488,386	2,306,000	46.4	47.2
水源地域等保安林整備事業費補助	5,466,944	2,389,000	6,936,986	3,076,000	126.9	128.8
水源地域整備	3,022,694	1,531,000	3,838,986	1,944,000	127.0	127.0
保安林整備	2,444,250	858,000	3,098,000	1,132,000	126.7	131.9
後進地域特例法適用団体補助率差額	-	2,322,000	-	2,195,000	-	94.5
治山事業工事諸費(民有林直轄分)	1,477,166	1,477,166	1,496,940	1,496,940	101.3	101.3
治山事業工事諸費(調査分)	9,908	9,908	9,908	9,908	100.0	100.0
合 計	69,627,479	43,918,000	77,803,504	49,242,000	111.7	112.1
民有林直轄治山事業	13,098,000	13,098,000	15,623,000	15,623,000	119.3	119.3
民有林補助治山事業	56,529,479	30,820,000	62,180,504	33,619,000	110.0	109.1

令和3年度 民有林治山事業 概算要求 事業別総括表【一般会計（要求・要望）】

(単位:千円、%)

事 項	令和2年度 当初予算額		令和3年度 概算要求額					
	事業費	国 費	事業費	国 費	要 求		対前年度比	
					要望	事業費	国費	
治山事業費	60,325,905	38,379,926	75,088,656	47,131,152	38,334,152	8,797,000	124.5	122.8
治山事業費(民有林直轄)	11,314,422	11,314,422	14,106,563	14,106,563	11,281,563	2,825,000	124.7	124.7
治山事業費	8,679,558	8,679,558	10,348,486	10,348,486	8,356,932	1,991,554	119.2	119.2
地すべり防止事業費	2,634,864	2,634,864	3,758,077	3,758,077	2,924,631	833,446	142.6	142.6
営繕宿舍費(民有林直轄分)	14,412	14,412	19,497	19,497	19,497	－	135.3	135.3
治山事業調査費	176,451	176,451	176,451	176,451	176,451	－	100.0	100.0
治山事業費補助	48,820,620	24,552,641	60,786,145	30,633,641	24,661,641	5,972,000	124.5	124.8
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	6,478,182	3,563,000	6,549,091	3,602,000	3,602,000	－	101.1	101.1
山地治山総合対策事業費補助	36,875,494	18,600,641	47,300,068	23,955,641	18,485,641	5,470,000	128.3	128.8
復旧治山	20,307,765	10,206,441	26,693,751	13,467,641	10,338,641	3,129,000	131.4	132.0
山地災害重点地域総合対策	1,567,273	785,000	2,054,183	1,036,000	797,000	239,000	131.1	132.0
流木防止総合対策	2,063,092	1,037,000	2,053,456	1,037,000	773,000	264,000	99.5	100.0
緊急総合治山	1,334,182	670,000	1,752,547	884,000	680,000	204,000	131.4	131.9
緊急予防治山	5,030,830	2,566,000	6,593,016	3,386,000	2,615,000	771,000	131.1	132.0
緊急機能強化・老朽化対策	822,000	411,000	1,610,729	812,000	657,000	155,000	196.0	197.6
地すべり防止	3,032,000	1,516,000	3,032,000	1,516,000	1,165,000	351,000	100.0	100.0
緊急総合地すべり防止	240,000	120,000	230,000	115,000	87,000	28,000	95.8	95.8
防災林造成	2,478,352	1,289,200	3,280,386	1,702,000	1,373,000	329,000	132.4	132.0
水源地域等保安林整備事業費補助	5,466,944	2,389,000	6,936,986	3,076,000	2,574,000	502,000	126.9	128.8
水源地域整備	3,022,694	1,531,000	3,838,986	1,944,000	1,498,000	446,000	127.0	127.0
保安林整備	2,444,250	858,000	3,098,000	1,132,000	1,076,000	56,000	126.7	131.9
後進地域特例法適用団体補助率差額	－	2,322,000	－	2,195,000	2,195,000	－	－	94.5
治山事業工事諸費(民有林直轄分)	1,477,166	1,477,166	1,496,940	1,496,940	1,496,940	－	101.3	101.3
治山事業工事諸費(調査分)	9,908	9,908	9,908	9,908	9,908	－	100.0	100.0
合 計	61,812,979	39,867,000	76,595,504	48,638,000	39,841,000	8,797,000	123.9	122.0
民有林直轄治山事業	12,806,000	12,806,000	15,623,000	15,623,000	12,798,000	2,825,000	122.0	122.0
民有林補助治山事業	49,006,979	27,061,000	60,972,504	33,015,000	27,043,000	5,972,000	124.4	122.0

令和3年度 民有林治山事業 概算要求 事業別総括表【東日本大震災復興特別会計（復旧対策）】

(単位:千円、%)

事 項	令和2年度 当初予算額		令和3年度 概算要求額			
	事業費	国 費	事業費	国 費	対前年度比	
					事業費	国費
治山事業費	7,814,500	4,051,000	1,208,000	604,000	15.5	14.9
治山事業費(民有林直轄)	292,000	292,000	-	-	-	-
治山事業費	292,000	292,000	-	-	-	-
地すべり防止事業費	-	-	-	-	-	-
営繕宿舍費(民有林直轄分)	-	-	-	-	-	-
治山事業調査費	-	-	-	-	-	-
治山事業費補助	7,522,500	3,759,000	1,208,000	604,000	16.1	16.1
治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助	-	-	-	-	-	-
山地治山総合対策事業費補助	7,522,500	3,759,000	1,208,000	604,000	16.1	16.1
復旧治山	-	-	-	-	-	-
地すべり防止	320,000	160,000	-	-	-	-
防災林造成	7,202,500	3,599,000	1,208,000	604,000	16.8	16.8
水源地域等保安林整備事業費補助	-	-	-	-	-	-
水源地域整備	-	-	-	-	-	-
保安林整備	-	-	-	-	-	-
後進地域特例法適用団体補助率差額	-	-	-	-	-	-
治山事業工事諸費(民有林直轄分)	-	-	-	-	-	-
治山事業工事諸費(調査分)	-	-	-	-	-	-
合 計	7,814,500	4,051,000	1,208,000	604,000	15.5	14.9
民有林直轄治山事業	292,000	292,000	-	-	-	-
民有林補助治山事業	7,522,500	3,759,000	1,208,000	604,000	16.1	16.1

令和3年度 民有林治山災害復旧等事業 概算要求の概要

林野庁 治山課

[一般会計分]

(単位: 千円)

区 分	令和2年度当初予算額		令和3年度概算要求額		対前年度比(%)	
	事業費	国 費	事業費	国 費	事業費	国 費
(項) 山林施設災害復旧事業費	1,299,220	950,695	1,338,392	979,695	103.02%	103.05%
(目) 林業用施設等災害復旧費 【民有林直轄分】	99,695	99,695	99,695	99,695	100.00%	100.00%
直轄治山施設災害復旧事業 元年災	-	-	-	-	-	-
〃 2年災	99,695	99,695	-	-	-	-
〃 3年災	-	-	99,695	99,695	-	-
(目) 林業用施設等災害復旧事業費補助	1,199,525	851,000	1,238,697	880,000	103.27%	103.41%
(目細) 治山施設災害復旧事業費補助 30年災	43,780	31,000	-	-	-	-
〃 元年災	45,103	32,000	35,487	25,000	-	-
〃 2年災	1,110,642	788,000	94,287	67,000	-	-
〃 3年災	-	-	1,108,923	788,000	-	-
(項) 山林施設災害関連事業費	2,570,719	2,464,289	2,792,719	2,435,289	108.64%	98.82%
(目) 林業用施設等災害関連事業費 【民有林直轄分】	54,289	54,289	54,289	54,289	100.00%	100.00%
直轄治山災害関連緊急事業	26,651	26,651	26,651	26,651	100.00%	100.00%
直轄地すべり防止災害関連緊急事業	27,638	27,638	27,638	27,638	100.00%	100.00%
(目) 林業用施設等災害関連事業費補助	2,516,430	1,667,000	2,738,430	1,815,000	108.82%	108.88%
(目細) 治山施設等災害関連事業費補助	22,000	11,000	22,000	11,000	100.00%	100.00%
(目細々) 治山施設災害関連事業費補助	18,000	9,000	18,000	9,000	100.00%	100.00%
2年災	18,000	9,000	-	-	-	-
3年災	-	-	18,000	9,000	-	-
(目細々) 特殊地下壕対策災害関連事業費補助	4,000	2,000	4,000	2,000	100.00%	100.00%
(目細) 林地崩壊対策事業費補助	40,430	20,000	40,430	20,000	100.00%	100.00%
(目細々) 林地崩壊防止事業費補助	36,000	18,000	36,000	18,000	100.00%	100.00%
2年災	36,000	18,000	-	-	-	-
3年災	-	-	36,000	18,000	-	-
(目細々) 災害関連山地災害危険地区対策事業費補助	4,430	2,000	4,430	2,000	100.00%	100.00%
(目細) 災害関連緊急治山等事業費補助	2,454,000	1,636,000	2,676,000	1,784,000	109.05%	109.05%
(目細々) 災害関連緊急治山事業費補助	1,716,000	1,144,000	1,873,500	1,249,000	109.18%	109.18%
(目細々) 災害関連緊急地すべり防止事業費補助	738,000	492,000	802,500	535,000	108.74%	108.74%
(目) 後進地域特例法適用団体補助率差額	-	743,000	-	566,000	-	76.18%
(項) 山林施設災害復旧事業等工事諸費 【民有林直轄分】	2,016	2,016	2,016	2,016	100.00%	100.00%
合 計	3,871,955	3,417,000	4,133,127	3,417,000	106.75%	100.00%

(新規拡充事項等)

治山事業〈公共〉 令和3年度概算要求の全体像について

概算要求額（一般会計）：74,508（60,703）百万円

激甚な山地災害からの復旧とともに、地球温暖化の進行に伴う短時間強雨の発生回数や期間降水量が増加傾向にある中、山地災害の発生リスクの増大を踏まえ、以下の対策を強化。

①災害発生時の広域・同時多発化への対応

(1) 災害リスクの高まった地域を対象としたハード・ソフト一体的な対策の推進

(山地災害重点地域総合対策事業)

→豪雨等に見舞われた地域を対象として、崩壊危険箇所の把握に効果的なレーザ計測等を取り入れるとともに

に、警戒避難体制整備、治山施設の設定等のハード・ソフト対策を一体的に行う取組を推進【拡充①】

→山地尾根部付近の崩壊による甚大な災害の発生を踏まえ、被害を未然防止するための

崩壊予測・発生源対策を推進（緊急予防治山事業）【拡充②】



同様の豪雨に見舞われた地域全体を調査

広域災害の発生を抑制する調査等の充実
(拡充①②関連)

(2) 流木災害の未然防止に向けた渓流域におけるきめ細かな対策の推進

(保安林改良事業)

→渓流域における保安林整備とともに一体的に行う危険木除去を推進【拡充③】



豪雨により流木化する恐れがある危険木の処理イメージ (拡充③関連)



工事施工の省力化・効率化を推進
大規模・急傾斜の施工・施工管理の負担軽減が急務
(拡充⑤関連)

9

(3) 被災自治体への支援強化（広域災害発生時の負担軽減等）

→同一の保全対象の上部に位置する民有林・国有林における一体的整備

(緊急総合治山事業)【拡充④】

→（参考）激甚な災害からの復旧を支援する補助事業の採択に際して、

申請期限を撤廃するとともに、申請書類も簡素化

(治山等激甚災害対策特別緊急事業)

→（参考）JAXAと連携した被災状況に係る衛星画像の自治体への提供（参考）

②効率的な復旧に資するICT等新技術の導入促進

・災害の多発化や激甚化に伴い難工事が増加することを踏まえ、事業の効率的実施・事業体の負担軽減に資するICTを活用した遠隔臨場、ドローン等によるリモートセンシング技術を活用した施工管理、崩壊地復旧に係る新たな施工機械や軽量化工法等の新技術の導入を支援

(復旧治山事業)【拡充⑤】



③ため池等の上流における治山対策の推進

・ため池防災の強化が進む中、ため池等の上流における治山対策を強化
(農山漁村地域整備交付金（農業用水保全の森づくり事業））【拡充⑥】

平成30年7月豪雨によるため池への土石流被害の状況（拡充⑥関連）

①災害発生時の広域・同時多発化への対応

【拡充①】 山地災害重点地域総合対策事業

山地災害のリスクが高まった地域を対象としたハード・ソフト一体的な対策を支援

▼現状・課題

- ・台風の大規模化、線状降水帯の形成等豪雨形態が変化中、広域に強雨が長時間降り注いだ地域では現に山地災害が発生していきなり山腹斜面の不安定化により、山地災害の発生リスクの増加が懸念される。
- ・このような中、災害リスクの高い地域に対する崩壊予防等への対策を早期に進め、次期降雨等に伴う激甚な災害発生を未然防止するため、ドローンレーザ計測を用いた崩壊危険箇所の調査・警戒避難体制の整備と治山施設の設置等のハード・ソフト一体的な対策に対する支援を充実させる必要。

▼拡充内容

山地災害重点地域総合対策事業において、全体計画5,000万円メニューを追加

【拡充内容】

＜現行＞ 全体計画 2 億円

(山地災害危険地区密集地における広域な航空レーザ測量＋治山施設の設置等)

※現行事業は、山地災害危険地区が密集しているという地形、地質などの要因（素因）のみに着目し、広域なエリアで調査・工事を行うものとして事業費要件を設定。



＜拡充＞ 全体計画5,000万円メニューの追加

(豪雨や地震に見舞われた山地を対象としたドローンレーザ計測等による調査＋二次被害防止に向けた警戒避難体制整備＋治山施設の設置等)

※山地災害危険地区が一定程度密集している地域において、災害発生誘因となる豪雨や地震といった事象に見舞われた場合は、災害リスクの増大が懸念されるため、早期対応を可能とする新たなメニュー（素因と誘因の双方に着目したメニュー）を追加

【事業イメージ】

●山地の崩壊危険箇所の調査



●警戒避難体制整備



●治山施設の設置等



ドローンレーザ計測による崩壊危険箇所の特定 土石流センサーの設置 斜面変動を感知する伸縮計の設置

▼予算科目等

・実施主体：都道府県 ・補助率：1/2等

・科目

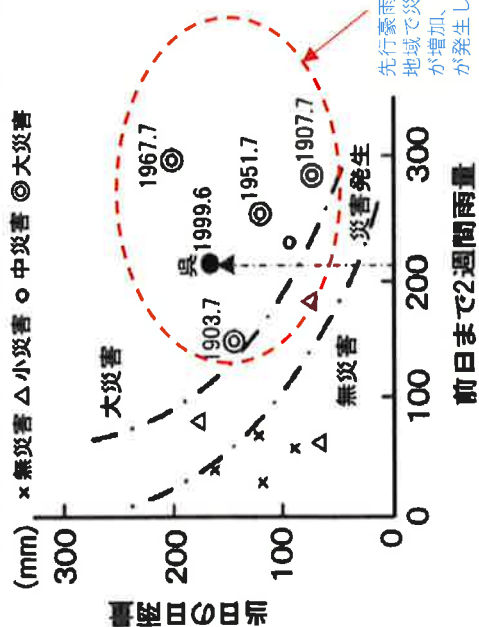
(目) 治山事業費補助 (目細) 山地治山総合対策事業費補助 (事業名) 山地災害重点地域総合対策事業

・令和3年度概算要求額 1,036,000 (785,000) 千円



図：対策箇所のイメージ

(参考) 先行降雨の雨量と山地災害の発生・非発生との関係性について
ー記録的豪雨に見舞われると次期降雨により災害発生の可能性が高まるー



先行豪雨に見舞われた地域で災害が頻発する可能性が高まる、以降実際に災害が発生した例

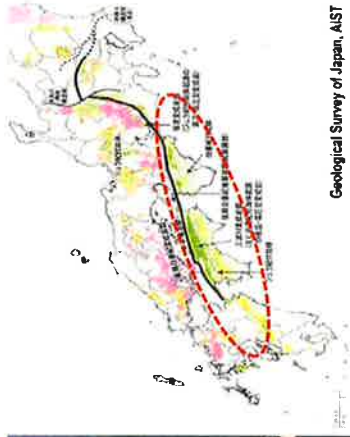
①災害発生の広域・同時多発化への対応

【拡充②】緊急予防治山事業

山地の尾根部付近での崩壊発生源対策と山腹斜面変状の予兆観測等による予防治山対策を推進

■豪雨形態の変化による新たな山地崩壊の発生状況

①深層崩壊タイプ



中央構造線断層帯の外帯（南側）では、付加体からなる地層が、断層の影響や褶曲作用を強く受け基岩が破碎されており、豪雨と相まって深い層から崩壊が発生

②尾根部付近（ゼロ次谷）で同時多発的に発生



花崗岩地帯を中心に、ゼロ次谷等の凹地形に長時間にわたって大量の雨水が集中し、土壌の飽和を伴いながら深い部分まで浸透し、崩壊が多発

▼現状・課題

- ・近年における豪雨形態の変化や樹木の成熟化に伴い、紀伊半島を中心とした中央構造線の外側（南側）における深層崩壊、平成30年7月豪雨（広島県等）、令和元年東日本台風（宮城県等）により、花崗岩地帯等における本来崩れにくい尾根部からの崩壊が多発するとともに、それらの崩壊が斜面で連続して流下することにより、土砂流出量が増大するケースが増加。

- ・今後、地質条件が類似した地域では紀伊半島や広島・宮城の花崗岩地帯で経験した災害と同様の形態での大規模災害発生が懸念。
- ・被害を抑制していくため、事前の崩壊予測及び発生源対策推進に向けた取組が急務。

▼拡充内容

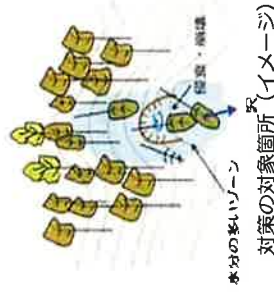
→緊急予防治山事業の対象エリアを拡充し、崩壊の予兆観測と発生源対策を実施

【拡充内容】

＜現行＞山地災害危険地区のうち特に緊急性・重要性が最も高い箇所（「a1-a2」）で実施

＜拡充＞危険地区外であっても、①「a1-a2」の上流部、②同一流域に山地災害危険地区「a2」が複数存在する山地の上流部については、緊急予防治山事業の対象エリアに追加するとともに、崩壊の予兆観測と発生源対策を実施

【事業イメージ】



▼予算科目等

- ・実施主体：都道府県 ・補助率：1/2等
- ・科目
- (目) 治山事業費補助 (目細) 山地治山総合対策事業費補助 (事業名) 緊急予防治山事業
- ・令和3年度概算要求額 3,386,000 (2,566,000) 千円

①災害発生の広域・同時多発化への対応

【拡充③】保安林改良事業

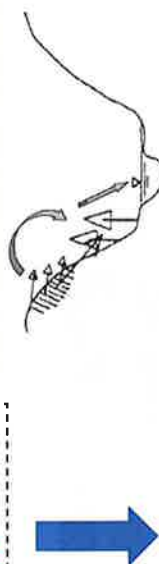
流木災害の未然防止に向けた渓流域におけるきめ細かな対策を支援

■流木災害の激甚化リスクの増大①（豪雨形態の変化）



平成30年7月豪雨による流木発生状況

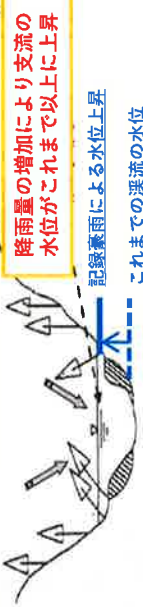
これまでの山地災害
↓
立木や土砂が斜面の下部や溪流にとどまる



近年の極端豪雨による
山地災害

（出典：「流木災害等に対する
治山対策検討チーム」
中間とりまとめ 他）

大量の降雨のエネルギーの影響で深流にとどまらずに
流下し、さらに周辺の立木を巻き込みながら被害を拡大



降雨量の増加により支流の
水位がこれまでに以上上昇

記録豪雨による水位上昇
これまでの溪流の水位

■流木災害の激甚化リスクの増大②（森林蓄積の増加）

※森林蓄積はここ20年程度で
約1.5倍に増加



▼現状・課題

- ・豪雨の極端化による溪流の流量の増加（豪雨時の水位上昇）や、森林蓄積の増加に伴い、H29九州北部豪雨等により溪流沿いに生育していた樹木や倒木が、土石流に巻き込まれて下流域へ到達することにより流木災害が激甚化。
- ・これまで、流木対策として、治山ダムの設置等の施設整備を優先的に実施。
- ・今後、広域・同時多発型の山地災害発生が増加が見込まれる中、被害を助長するおそれがある溪流沿いの危険木の総量を低減するため、積極的に整備・除去し、渓

流

域の保安林が適切に機能を発揮できるよう誘導することが必要な状況。

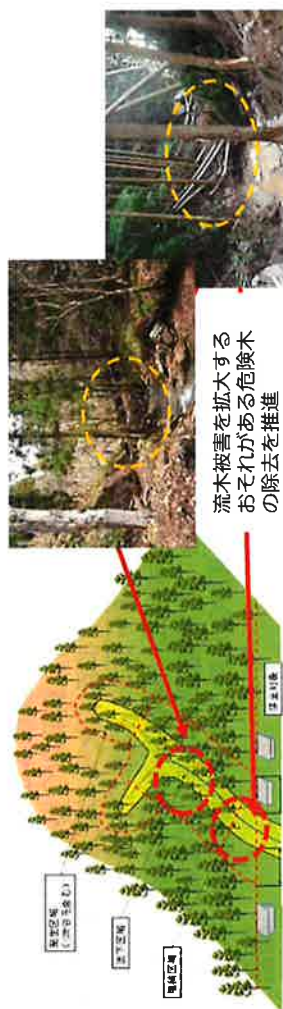
▼拡充内容

→溪流域を対象とした保安林の整備、危険木の除去を保安林整備事業の対象に追加

【拡充内容】

＜現行＞流木対策を対象とした保安林整備を実施する場合に支援するメニューなし
↓
（危険木の整備・除去は、治山ダムの設置等の施設整備と一体的に実施する場合のみ、
流木防止総合対策事業等により実施可能）

＜拡充＞溪流域を対象に行う本数調整伐等と一体的に危険木の除去を実施
（保安林改良事業：年度計画200万円以上）



流木被害を拡大する
おそれがある危険木
の除去を推進

▼予算科目等

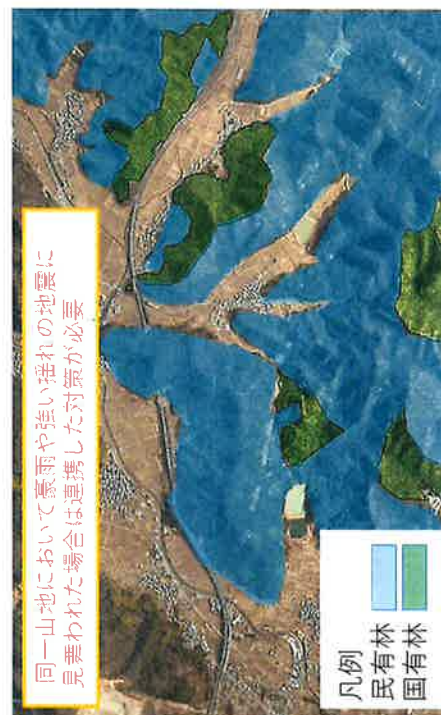
- ・実施主体：都道府県
- ・補助率：1/2
- ・科目
（目）治山事業費補助（目細）水源地域等保安林整備事業費補助
（事業名）保安林整備事業（保安林改良事業）
- ・令和3年度概算要求額 1,132,000（858,000）千円

①災害発生 of 広域・同時多発化への対応

【拡充④】緊急総合治山事業

民有林・国有林が入り組む地域における山地防災力の強化

■所有形態が入り組んだ地域での広域・同時多発災害の状況



例：民有林、国有林等の所有形態が複雑に入り組む山域（兵庫県）

▼現状・課題

- ・H29九州北部豪雨では福岡県朝倉市で森林の所有形態に関わらず山地災害が多発。
- ・このように広域に強雨が降り注ぐケースでは、災害の発生した箇所のみならず、周辺の崩壊が発生していない山地においても災害リスクの高まりが懸念される状況。
- ・こうしたケースに対して、速やかに復旧・予防対策を講じていく必要がある中、地域によっては、民有林と国有林が複雑に入り組んでいる場合もあるため、森林管理局（署等）と都道府県の両者が事業上連携して、集中的に対策を講じていくことが必要。

▼拡充内容

- ・緊急総合治山事業の拡充
→国有林において、災害関連緊急治山事業を実施した後についても、周辺の民有林で緊急総合治山事業を適用可能とする。

【拡充内容】

＜現行＞ 民有林の災害関連緊急治山事業に引き続き、周辺地域で実施する場合に限り緊急総合治山事業を実施可

↓
＜拡充＞ 国有林野内において災害関連緊急治山事業が実施された場合においても、保全対象が同一の場合については、緊急総合治山事業を実施可

▼予算科目等

- ・実施主体：都道府県 ・補助率：1/2等
- ・科目
(目) 治山事業費補助（目細）山地治山総合対策事業費補助（事業名）緊急総合治山事業
- ・令和3年度概算要求額 884,000 (670,000) 千円

(参考) ①災害発生の広域・同時多発化への対応

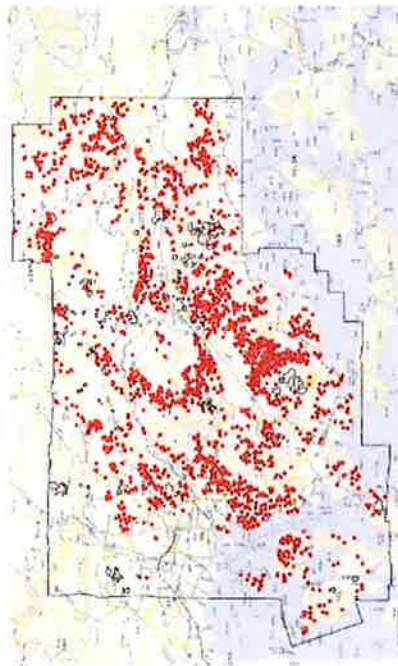
(参考) 治山等激甚災害対策特別緊急事業

激甚な災害からの復旧を支援する補助事業の申請手続きの見直し (令和2年8月～運用開始)

■広域・同時多発災害の状況

近年の豪雨災害では線状降水帯により広域・同時型の山地災害が多発し、全容把握に非常に苦慮。

- 例1：西日本豪雨（平成30年7月）による広島県南西部における山地災害の発生状況
 - 広島県内では約8,000箇所で山腹崩壊が発生-



- 例2：九州北部豪雨（平成29年7月）による福岡県朝倉市等における山地災害の発生状況
 - 福岡県内では約1,000箇所で山腹崩壊が発生-



▼現状・課題

- ・災害が広域・同時多発化する（箇所数が膨大となる）中、被災自治体における全容把握（被害箇所数の把握、復旧整備計画の策定）は非常に困難を極めているところ。
- ・加えて、災害関連緊急治山事業の予算要求事務や地域からのきめ細かな要請への対応なども重なり、自治体における初動対応に係る業務は増加傾向。
- ・このような状況を踏まえ、激甚な災害により被災した地域における補助申請に係る事務手続きの見直しを行い、自治体の負担軽減を図りつつ、早期復旧を後押ししていくことが必要。

▼拡充内容

- ・治山等激甚災害対策特別緊急事業の申請要件の見直し

【既存措置との関係】

＜現行＞ 申請期限：発災後60日以内に提出、申請内容：箇所別の詳細資料の提出が必要

＜見直し＞ 申請期限：期限を撤廃（予算編成期限とは引き続き連動）、申請内容：提出資料の簡素化

（参考）令和元年12月、農林水産省施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）施行規則を改正し、災害発生後60日以内とする災害復旧事業計画概要書の提出期限要件を廃止したところ

被害内容	事業名	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目	根拠法等
災害復旧等事業	治山施設改善復旧事業							負担法（市道法） 暫定法（市道法）
	災害関連緊急治山事業							予算措置
林地荒廃	治山等激甚災害対策特別緊急事業							森林法
	緊急事業 緊急総合治山事業 復旧治山事業 等							森林法

※激甚事業の申請は、被害の全容（復旧全体事業費）の確定が実態として必要

（激甚事業の要求に向けた実務的困難さの増大の背景）

- ①被災の広域化で全容把握に1～2か月必要
- ②災害復旧等事業申請箇所数の増大
- ③マンパワー不足、地元ニーズの多様化

▼予算科目等

- ・実施主体：都道府県 ・補助率：5.5/10等
- ・科目
- （目）治山事業費補助（目細）治山等激甚災害対策特別緊急事業費補助
- ・令和3年度概算要求額 3,602,000（3,563,000）千円

(参考) ①災害発生時の広域・同時多発化への対応

(参考) 被災自治体への支援強化（広域災害発生時の負担軽減等）

※予算措置を伴わない自治体支援

— JAXAと連携した大規模山地災害の発生状況に係る解析結果(衛星データ)の自治体への提供 —

■災害発生後の初期対応の流れ

発災後すぐ

- 甚大な被害の有無（全体損壊感）
- 人命への影響把握（二次災害の懸念）

▼衛星データにより概括的調査

▼ヘリ調査により概括的調査



1週間程度

- 緊急で対応すべき箇所・箇所の現地調査・整理



1ヶ月程度

- 災害関連緊急治山事業申請書提出等
- 応急対策の実施（事業の発注）



□本格復旧の実施



▼現状・課題

- ・線状降水帯を伴う広域での長時間豪雨や大規模な地震の発生など、広域で甚大な山地災害発生恐れが極めて高い状況下において、夜間や悪天候などの理由により、**初動の全容把握が難航するケースも増加**

- ・このような中、特に規模の大きな被災箇所の特特定・二次被害防止対策の検討、被害全体の規模感の把握を早急に進めていく必要
- ・このため、天候や時間に左右されず、技術の高度化が進む衛星技術が災害時初動対応に活用することを仕組み化する必要

▼拡充内容（拡充により期待する効果）

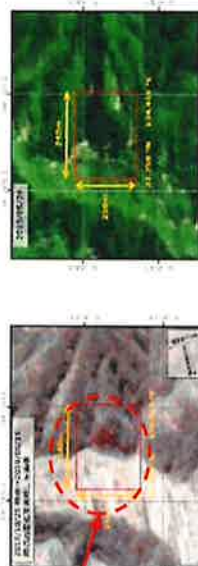
- ・JAXAとの協定に基づく大規模災害時の被災状況に係る衛星データの入手・JAXA解析結果の自治体への提供（現地調査等の効率的な実施等初動対応に活用）

【取組内容】

- ・直轄事業において試行的に衛星データの入手・利用を開始（R1年10月～）
- ・被災自治体への情報提供を可能とする運用開始（R2年4月～）

(R2年7月豪雨において活用)

(参考1) JAXAからの解析結果情報（イメージ）



左：山地災害発生後、右：発生前

【提供画像の特徴】

- ・観測データ受信後最速で2時間で入手可能
- ・緯度・経度情報あり
- ・スケールあり

(参考2) 令和2年7月豪雨における連携・活用状況



令和2年7月豪雨災害の対応に際して、JAXAからの解析結果情報を元に、森林管理局が自治体と合同によるヘリコプター調査等を実施

熊本県内における観測データに基づく現地確認状況

②効率的な復旧に資するICT等新技術導入促進

【拡充⑤】 復旧治山事業 工事施工・出来型管理等に係るICT等新技術導入の推進

■急傾斜の山地における復旧現場の状況



急傾斜の山地での復旧作業

■導入を想定する工法等のイメージ（省力化・効率化・非接触化の推進）



①段階検査、材料確認、立会等に係る遠隔現場等の導入



③ドローンを活用した崩壊地での緑化



②レーザスキャナによる施工箇所の起工測量



④軽便で運輸性や施工性に優れた資材による土留工の施工

▼現状・課題

- 全国的に山地災害が相次いで発生していることに加え、今後の気候変動の激化により、山地災害の多発化・激甚化が一層進み、荒廃山地の復旧整備にあたって、事業量、難工事の増加が見込まれるところ。
- 現在、平坦地等の良好な条件下で行うインフラ工事では、ICT等新技術の導入は進んでいるものの、奥地急峻地という特殊性がある治山現場には、当該技術をそのまま適用することは困難。
- 加えて、新技術の導入にあたっては、現場における技術指導、精度の向上等コストや作業時間の掛かり増しなどのリスクも想定されるところ。
- 今後、一層厳しい条件となる中で、円滑に治山事業による荒廃山地の復旧整備を実施していくため、奥地急峻という山地の条件不利な実情を踏まえつつ、ICT等新技術を導入するための支援策を強化することにより、治山工事現場における施工の効率化・省力化を普及・定着させていくことが必要。

▼拡充内容

- 復旧治山事業において、新技術導入メニューを新たに創設

【拡充内容】

＜現行＞ 復旧治山事業：全体計画 7,000万円以上

（新技術の導入は発注者、受注者間の個別協議に基づく取組のみであり散発的・限定的）

＜拡充＞

復旧治山事業にICT等新技術導入メニューを追加：全体計画 3,500万円以上

※事業費要件については、新技術を導入しやすくする観点で、単年度での復旧整備又は単一の構造物を設置する箇所での導入を想定し設定

事業採択にあたり、導入する新技術を事業計画書で確認するとともに、入札公告時に新技術導入対象事業であることを公告に明記

新技術導入にあたっては、以下のカテゴリーを想定。

①段階検査等に係る遠隔現場等の導入

②起工測量、出来型管理におけるドローンレーザ計測等のリモートセンシング技術導入

③奥地等に散在する崩壊地の効率的な復旧に向けたドローンによる緑化の導入

④施工の効率化・省力化に資する軽量化構造物等の導入

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止にも貢献

▼予算科目等

・実施主体：都道府県 ・補助率：1/2等

・科目

（目）治山事業費補助（目細）山地治山総合対策事業費補助（事業名）復旧治山事業

・令和3年度概算要求額 13,467,641（10,206,441）千円

③ため池等の上流における治山対策の推進

【拡充⑥】 農山漁村地域整備交付金（農業用水保全の森づくり事業）

ため池等の上流における治山対策推進

■ ため池等に関連する山地災害の発生状況



平成30年7月豪雨によるため池への土石流入被害の発生状況
(広島県広島市)



令和元年7月豪雨による農業用水路への土砂流入被害の発生状況
(鹿児島県志布志市)

▼ 現状・課題

- ・H30年7月豪雨やH29九州北部豪雨により、ため池等農業施設の被害が相次いで発生した中、土石流がため池に流入したケースも見られたところ。
- ・このため、本年6月に防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法（以下、「ため池特措法」という。）が成立するなど、**ため池の堤本体の強化が進む中、上流における必要な治山事業も着実に進めることにより、農業部局の取組と連携しながらため池防災の効果向上に貢献していくことが必要。**

▼ 拡充内容

- ・農山漁村地域整備交付金（農業用水保全の森づくり事業）に治山対策のメニューを追加。

【拡充内容】

＜現行＞ ため池等農業施設の保全に着目した事業メニューはなし
(個別の補助治山事業、交付金事業において、これら施設を保全対象とした事業は、保全対象の規模が一定以上の場合に限り実施可能)

↓

＜拡充＞ **農山漁村地域整備交付金（農業用水保全の森づくり事業）に治山対策のメニューを追加し、「ため池特措法」に基づく防災重点ため池を保全する場合、ため池の規模にかかわらず事業実施可能（荒廃山地の復旧、予防、保安林整備を実施可能）**
※既存の農山漁村地域整備交付金の事業のうち、類似の取組として、水産庁との連携事業として位置づけている「漁場保全の森づくり事業」がある。

▼ 予算科目等

- ・実施主体：都道府県
- ・補助率：1/2等
- ・科目：(目) 農山漁村地域整備交付金
- ・令和3年度概算要求額 113,130,000 (94,275,000) 千円の内数

(参考) 農山漁村地域整備交付金＜公共＞

【令和3年度予算概算要求額 113,130 (94,275) 百万円】

＜対策のポイント＞

地方の裁量によって実施する農林水産業の基盤整備や農山漁村の防災・減災対策を支援します。

＜事業目標＞

- 担い手を利用する面積が全農地面積の8割となるよう農地集積を推進 [令和5年度まで]
- 木材供給が可能となる育成林の資源量が20.7億m³に増加するよう林道等の路網整備を推進 [令和5年度まで]
- 大規模地震が想定されている地域等において海岸堤防等の整備を推進

＜事業の内容＞

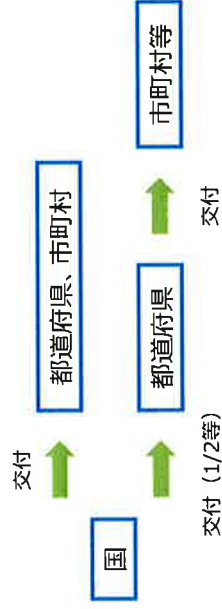
1. 都道府県又は市町村は、地域の実情に応じて農山漁村地域整備の目標等を記載した**農山漁村地域整備計画**を策定し、これに基づき事業を実施します。

2. 農業農村、森林、水産の各分野において、農山漁村地域の**生産現場の強化や防災力の向上のための事業を選択して実施**することができます。

- ① 農業農村分野：農用地整備、農業用排水施設整備、**海岸保全施設整備等**
- ② 森林分野：**予防治山・路網整備等**
- ③ 水産分野：漁港漁場整備、漁村環境整備、**海岸保全施設整備等**

3. 都道府県又は市町村は、**自らの裁量により地区ごとに配分**できます。
また、都道府県の裁量で地区間の融通が可能です。

＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】

(農業農村分野に関すること) 農村振興局地域整備課 (03-6744-2200)
(森林分野に関すること) 林野庁計画課 (03-3501-3842)
(水産分野に関すること) 水産庁防災漁村課 (03-6744-2392)

＜事業イメージ＞

交付金を活用した事業の実施例

【農業農村基盤整備】



【森林基盤整備】



【水産基盤整備】



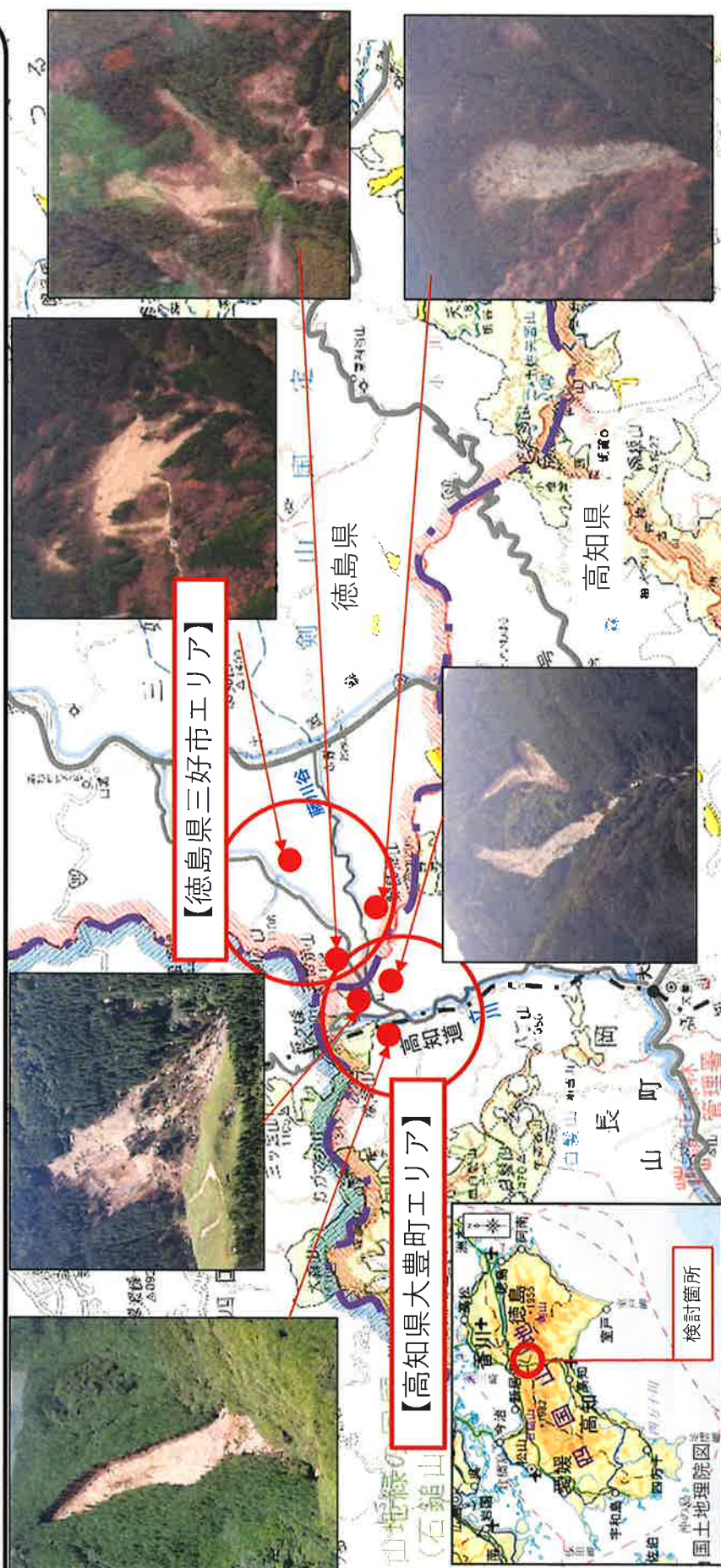
【海岸保全施設整備】



徳島県三好市・高知県大豊町における民有林直轄治山事業の新規着手について(吉野川上流地区(仮称))

- ・平成30年7月豪雨により、徳島県三好市から高知県大豊町にかけての徳島・高知県境において広域のかつ大規模な山腹崩壊が発生し、国道、県道、林道等に甚大な被害が発生した。
- ・当該地では流出した多量の不安定土砂が堆積しており、今後の降雨によっては崩壊地の拡大や堆積土砂が土石流となつて下流域へ流出することで、人家や国道等に甚大な被害を及ぼすおそれがある。そのため、徳島・高知県より要請を受けて、区域全体で効果的かつ重点的な事業を推進する必要があることから、両県に跨る民有林直轄治山事業に新規着手する。

・主な事業内容：溪間工72基、山腹工36.9ha等 ・総事業費：5,800百万円



東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生を実施し、国民の安全・安心の確保を図ります。

- 被災6県における海岸防災林復旧・再生の実施状況について
(令和2年6月30日現在)

＜事業の内容＞

■ 東日本大震災の津波により被災した海岸防災林の復旧・再生

東日本大震災の津波により被災した海岸防災林が持つ潮害の防備、飛砂・風害の防備等の災害防止機能を発揮させるため、生育基盤盛土の造成、植栽工等により、**海岸防災林の復旧・再生を実施**します。

令和2年6月末までに復旧を要する164kmのうち、137kmで完了しており、令和2年度末までに福島県の一部を除く、全ての箇所での復興工程表に位置づけられた生育基盤盛土の造成、植栽を完了する見込みです。

令和3年度については、福島県の原子力災害被災地域の一部（約7km）において、引き続き事業を実施します。

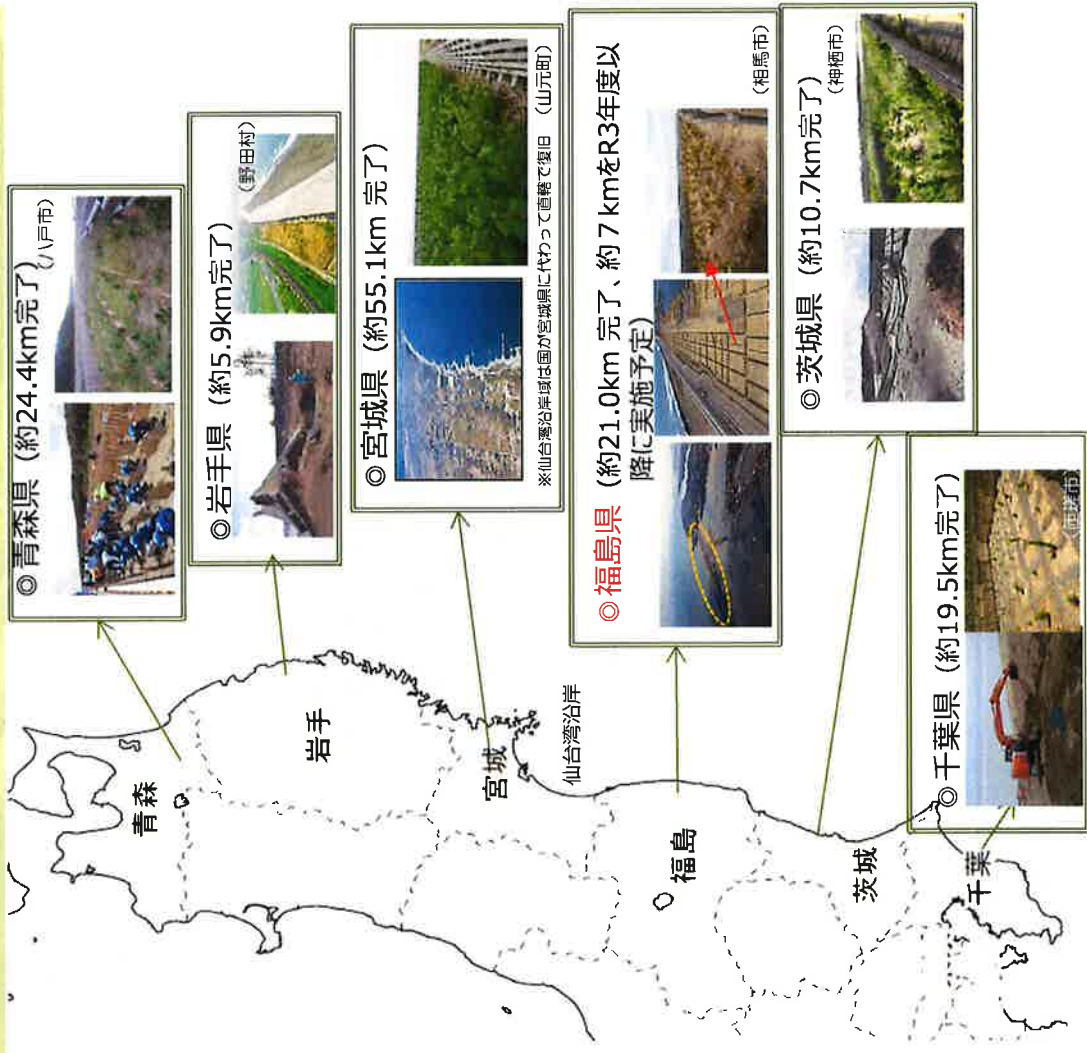
＜事業の流れ＞



■ 海岸防災林の復旧・再生の進捗状況について

	延長 (km)
被災延長	約164km (青森県～千葉県)
事業完了済み※	約137km
R2年度完了予定	約20km
R3年度以降	福島県内 約7km

※復興工程表に位置づけられた植栽等の実施まで完了した延長を指す



災害復旧等事業（山林施設）＜公共＞

【令和3年度予算概算要求額 10,157（10,157）百万円】

＜対策のポイント＞

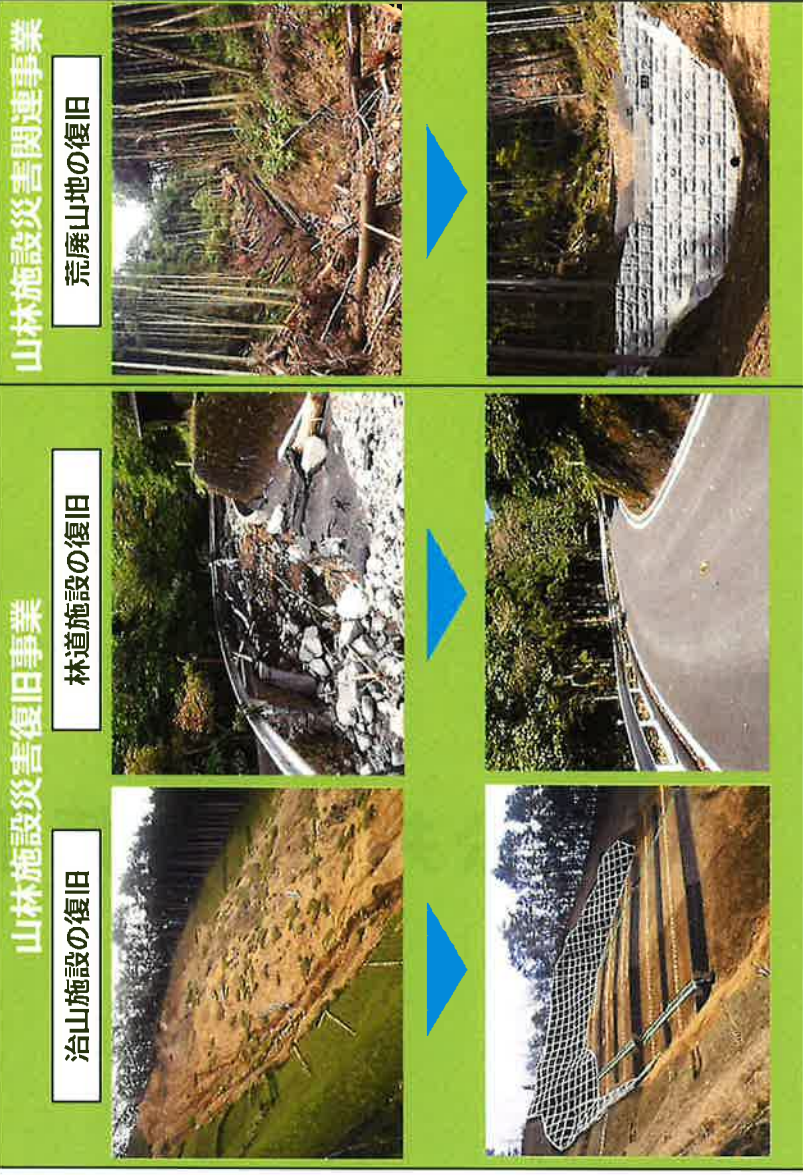
我が国は、国土の自然的、地理的条件から、暴風、洪水、高潮、地震等の災害を極めて受けやすい状況にあり、毎年多くの災害が発生しています。災害復旧等事業（山林施設）では、豪雨、地震等により被災した治山・林道施設や荒廃山地等を早期に復旧し、国土の保全や生産活動の維持、地域の安全・安心の確保を推進します。

＜政策目標＞

被災した治山・林道施設や荒廃山地等の速やかな復旧整備

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞



1. 山林施設災害復旧事業 5,322(5,293)百万円

○ 災害により被災した治山・林道施設等の復旧整備を実施します。

2. 山林施設災害関連事業 4,835(4,864)百万円

○ 災害により新たに発生し、又は拡大した荒廃山地等において、再度災害を防止するため、緊急的な復旧整備を実施します。

＜事業の流れ＞



（山林施設災害復旧事業については、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律等による高上げ制度あり）

※ このほか、国有林や、民有林のうち大規模な崩壊地等については国による直轄事業を実施。

【お問い合わせ先】

- （1）林野庁治山課（03-3501-4756）
- （2）林野庁整備課（03-6744-2304）
- （3）林野庁業務課（03-3502-8349）

(非公共事業関係予算)

保安林等整備管理費（継続）

【令和3年度予算概算要求額 483,680（483,680）千円】

＜対策のポイント＞

国民の安全・安心の確保のため、水源の涵養や災害の防備等の公益的機能の発揮が必要な森林を計画的に保安林として指定します。保安林の指定に伴う伐採の制限により発生する損失について、所有者への補償を行います。

＜政策目標＞

- 保安林制度により永続的に森林として維持すべき面積を拡大（1,219万ha〔平成29年度末〕 → 1,301万ha〔令和15年度末〕）

＜事業の内容＞

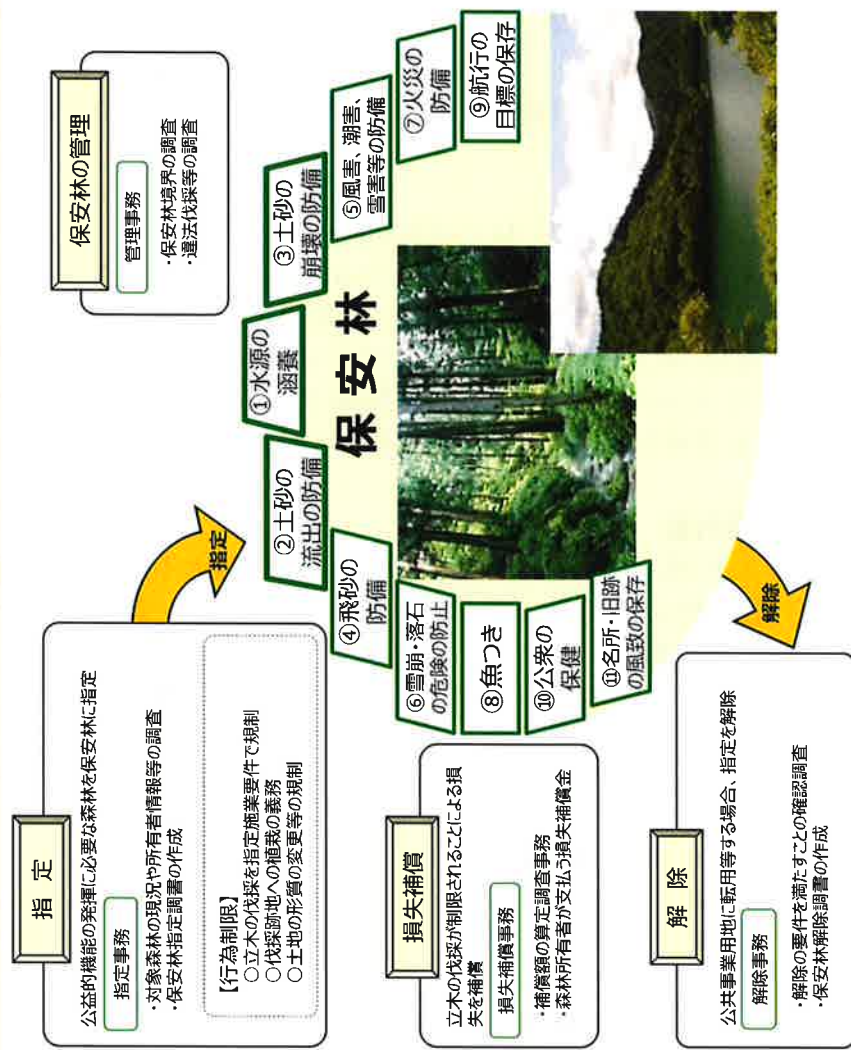
森林法に基づき民有保安林の指定・解除等の事務及び民有保安林に関する損失補償金の支払いを実施し、保安林制度の適切かつ円滑な運用を図ります。具体的には、下記の内容で実施します。

- ① **保安林整備事業委託費 342,973（332,973）千円**
国土保全上又は国民経済上、特に重要な流域の水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の整備を推進するため、農林水産大臣が行う当該保安林の指定・解除等の事務を行います。
- ② **保安林及保安施設地区補償金 113,206（119,206）千円**
水源の涵養や土砂の流出・崩壊の防備を目的とする民有保安林等の指定に伴い森林所有者等が受ける損失に対して、国が補償金の支払いを行います。
- ③ **保安林整備事業費等補助金 27,501（31,501）千円**
①の委託費の対象外の民有保安林に関し、都道府県知事が行う当該保安林の指定・解除等の事務及び、②の対象外となっている4～7号保安林に関して都道府県が行う損失の補償に要する費用の一部を補助します。

＜事業の流れ＞



＜保安林制度の概要と事業対象＞



【お問い合わせ先】 林野庁治山課（03-3502-8074）

山村地域の防災・減災対策 (林業・木材産業成長産業化促進対策で実施)

1 趣旨

戦後造成した人工林が本格的な利用期を迎え、持続的に林業経営を担いうる優良な林業経営体及び事業体を育成することが課題となっている中で、その従事者が安全に安心して暮らせる定住環境を確保することが重要となっている。

このため、山村地域に居住する林業従事者等が適時適切に警戒避難行動をとれるよう山地災害危険地区等の情報共有体制の整備、山地防災情報の提供、大規模山地災害発生時における協力体制の整備の支援を行う。

2 事業内容

(1) 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備

- ①山地災害発生の危険性に関する調査データの整理や危険箇所の区域を明示したハザードマップへの反映等
- ②インターネット等により、山地防災情報を行政と山村地域住民が共有するための情報共有体制の整備
- ③山地災害の発生のおそれが高い山地災害危険地区等への標識の設置

(2) 山地防災情報の提供

- ①林業従事者を含む山村地域住民等に対する講習会及び現地研修会の開催
- ②山村地域の特性に応じた山地災害に関する手引書等の作成、住民へ配布
- ③小中学校等と連携した防災意識の向上を図るための出張防災講座や防災イベント等の開催等

(3) 大規模山地災害発生時における協力体制の整備

- ①近隣の都道府県を交えて開催する研修会や関連情報の整備等
- ②民間の林業技術者等で構成される団体等との大規模山地災害発生時における協力体制整備に向けた検討会の実施

3 実施主体

都道府県

4 補助率

定額（1／2以内）

5 科目

林業・木材産業成長産業化促進対策交付金

6 令和3年度概算要求額

林業・木材産業成長産業化促進対策

10,614,439千円の内数（8,603,809千円）

（林野庁治山課）

1. 山地災害危険地区等の山地防災情報共有体制の整備

- 山地災害発生の危険性に関する調査データの整理や危険箇所の区域を明示したハザードマップへの反映等について支援します。



- インターネット等により、山地防災情報を行政と地域住民が共有するための情報共有体制の整備について支援します。



- 山地災害発生のおそれが高い山地災害危険地区等への標識の設置について支援します。



2. 山地防災情報の提供

- 林業従事者を含む山村地域住民等に対する講習会及び現地研修会の開催、山地災害に関する手引き書等の作成と地域住民への配布による山地防災情報の周知、小中学校等と連携した防災意識の向上を図るための出張防災講座等の開催について支援します。



現地研修会

小中学校と連携した防災講座

3. 大規模山地災害発生時における協力体制の整備

- 近隣の都道府県等を交えて開催する研修会や関連情報の整備、民間の林業技術者等で構成される団体等との大規模山地災害発生時における協力体制整備に向けた検討会の実施について支援します。



協力体制検討会及び合同現地研修会

